



山形県公報

平成28年9月20日（火）
第2782号

毎週火・金曜日発行

目次

内水面漁場管理委員会関係

指 示

○県内の河川、その支流及び小支流におけるあゆの採捕禁止……………1045

公 告

○平成28年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）… 同
○県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…1046
○監査結果の公表……………（監査委員）…1049

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成28年9月20日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

次の各号に掲げる区域において、平成28年10月4日から同月10日までの間は、あゆを採捕してはならない。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

- (1) 最上川水系に属する河川の区域（最上川の寒河江市内平塩橋下流端の下流500メートルから上流の区域並びに当該区域において合流する支流及び当該支流に合流する小支流を除く。）
- (2) 最上川水系又は荒川水系に属する河川の区域以外の区域

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生（男子）	平成28年9月20日（火）から同年11月18日（金）まで	平成28年11月27日（日）	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	平成29年3月下旬又は4月上旬

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営春日アパ ート3号	米沢市春日五丁 目2-43	2DK	61.5	1	特定目的用 (高齢・身障用)	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 太田町アパ ート2号	同 太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		
同 中田第2ア パート2号	同 中田町 901-2	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		单身可
同	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成島アパ ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	2	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400		
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		单身可
同	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700		单身可
同 相生アパ ート2号	同 相生町7 -65	同	72.9	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		
同 桜木アパ ート2号	同 南陽市三間通 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年10月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成28年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
 米沢市金池七丁目1番50号
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所
 5 入居の時期 平成28年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成28年7月から9月に実施した平成27年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成28年9月20日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関74箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
統 計 企 画 課	平成28年7月26日	広谷委員	会田委員
環 境 企 画 課	平成28年7月26日	広谷委員	会田委員
エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課	平成28年7月26日	広谷委員	会田委員
水 大 気 環 境 課	平成28年7月26日	広谷委員	会田委員
循 環 型 社 会 推 進 課	平成28年7月26日	広谷委員	会田委員
産 業 政 策 課	平成28年7月26日	森田委員	加藤委員
中 小 企 業 振 興 課	平成28年7月26日	森田委員	加藤委員
工 業 戦 略 技 術 振 興 課	平成28年7月26日	森田委員	加藤委員
商 業 ・ 県 産 品 振 興 課	平成28年7月26日	森田委員	加藤委員
会 計 局	平成28年7月26日	森田委員	加藤委員
企 業 局	平成28年7月28日	森田委員	会田委員
		広谷委員	加藤委員
病 院 事 業 局	平成28年7月28日	森田委員	会田委員
		広谷委員	加藤委員
み ど り 自 然 課	平成28年8月8日	会田委員	
子 育 て 支 援 課	平成28年8月8日	会田委員	

子ども家庭課	平成28年8月8日	会田委員	
若者支援・男女共同参画課	平成28年8月8日	会田委員	
雇用対策課	平成28年8月8日	森田委員	加藤委員
観光立県推進課	平成28年8月8日	森田委員	加藤委員
経済交流課	平成28年8月8日	森田委員	加藤委員
インバウンド・国際交流推進課	平成28年8月8日	森田委員	加藤委員
管 理 課	平成28年8月23日	森田委員	会田委員
建設企画課	平成28年8月23日	森田委員	会田委員
県土利用政策課	平成28年8月23日	森田委員	会田委員
都市計画課	平成28年8月23日	森田委員	会田委員
下水道課	平成28年8月23日	森田委員	会田委員
道路整備課	平成28年8月23日	森田委員	会田委員
秘書広報課	平成28年8月23日	広谷委員	加藤委員
人 事 課	平成28年8月23日	広谷委員	加藤委員
行政改革課	平成28年8月23日	広谷委員	加藤委員
学事文書課	平成28年8月23日	広谷委員	加藤委員
管 財 課	平成28年8月23日	広谷委員	加藤委員
税 政 課	平成28年8月23日	広谷委員	加藤委員
財 政 課	平成28年8月24日	森田委員	会田委員
		広谷委員	加藤委員
農政企画課	平成28年8月26日	森田委員	会田委員
道路保全課	平成28年8月26日	森田委員	会田委員
河 川 課	平成28年8月26日	森田委員	会田委員
砂防・災害対策課	平成28年8月26日	森田委員	会田委員

空 港 港 湾 課	平成28年 8 月 26 日	森田委員	会田委員
建 築 住 宅 課	平成28年 8 月 26 日	森田委員	会田委員
企 画 調 整 課	平成28年 8 月 26 日	広谷委員	加藤委員
県 民 文 化 課	平成28年 8 月 26 日	広谷委員	加藤委員
市 町 村 課	平成28年 8 月 26 日	広谷委員	加藤委員
交 通 政 策 課	平成28年 8 月 26 日	広谷委員	加藤委員
情 報 企 画 課	平成28年 8 月 26 日	広谷委員	加藤委員
危 機 管 理 課	平成28年 8 月 26 日	広谷委員	加藤委員
6 次 産 業 推 進 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
県 産 米 ブ ラ ン ド 推 進 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
園 芸 農 業 推 進 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
畜 産 振 興 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
林 業 振 興 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
教 育 庁 総 務 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
文 化 財 ・ 生 涯 学 習 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
高 校 教 育 課	平成28年 9 月 1 日	森田委員	会田委員
く ら し 安 心 課	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員
食 品 安 全 衛 生 課	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員
農 業 技 術 環 境 課	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員
水 産 振 興 課	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員
農 村 計 画 課	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員
農 村 整 備 課	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員
警 察 本 部	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員
人 事 委 員 会 事 務 局	平成28年 9 月 1 日	広谷委員	加藤委員

総務厚生課	平成28年9月2日	森田委員	会田委員
義務教育課	平成28年9月2日	森田委員	会田委員
福利課	平成28年9月2日	森田委員	会田委員
スポーツ保健課	平成28年9月2日	森田委員	会田委員
全国高校総体推進課	平成28年9月2日	森田委員	会田委員
労働委員会事務局	平成28年9月2日	森田委員	会田委員
健康福祉企画課	平成28年9月2日	広谷委員	加藤委員
地域福祉推進課	平成28年9月2日	広谷委員	加藤委員
地域医療対策課	平成28年9月2日	広谷委員	加藤委員
健康長寿推進課	平成28年9月2日	広谷委員	加藤委員
障がい福祉課	平成28年9月2日	広谷委員	加藤委員
議会事務局	平成28年9月2日	広谷委員	加藤委員
監査委員事務局	平成28年9月2日	広谷委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 人事課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 1件

山形県道路地図

支払額 972円

請求書受理日 平成27年5月1日

支払期限 平成27年5月15日

支払日 平成27年8月27日

b 支払期限内に支払をしていないもの 2件

内外情勢調査会資料

支払額 48,600円

請求書受理日 平成28年1月4日

支払期限 平成28年1月18日

支払日 平成28年4月12日 外1件

合計 97,200円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(雇用対策課)

(ロ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(文化財・生涯学習課)

ロ 支 出

(イ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(市町村課)

ハ 補助金

(イ) 実績報告日から額の確定日まで又は額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のものがある。(エネルギー政策推進課、雇用対策課、畜産振興課、インバウンド・国際交流推進課)

(ロ) 経費配分の変更の承認手続を行っていないものがある。(子育て支援課)

(ハ) 補助金交付申請者に対し、補助金の額の確定に係る通知を行っていないものがある。(子育て支援課)

ニ 財 産

(イ) 取得した行政財産に係る所管換の手続が遅延したものがある。(子育て支援課)

平成28年9月20日印刷
平成28年9月20日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県